【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【氏名又は名称】 弁護士 今津 幸子

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】平成30年2月5日【提出日】令和2年4月30日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ニフコ
証券コード	7988
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ジャージー島会社法上の株式有限会社)	
氏名又は名称	ボーツ・インベストメンツ(ジャージー)リミテッド(BOATS Investments (Jersey) Limited)	
住所又は本店所在地	チャネル諸島、JE4 5UT、ジャージー、セント・ヘリエ、キャッスル・スト リート13	
旧氏名又は名称		
旧住所又は本店所在地		

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年3月18日	
代表者氏名	マリソン・ゴダード	
代表者役職	ディレクター	
事業内容	投資業、債券発行プログラムに基づくストラクチャード債券の発行	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6775)-1000

(2)【保有目的】

有価証券リパッケージ取引

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	B 2,205,422	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 2,205,422	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,205,422
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,205,422

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年2月5日現在)	V 53,754,477
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	3.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.10

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年1月18日	新株予約権付社債券	442,062	0.79	市場外	処分	5429.10
平成30年1月31日	新株予約権付社債券	73,677	0.13	市場外	処分	5429.10
平成30年2月5日	新株予約権付社債券	110,515	0.20	市場外	処分	5429.10

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<提出者が締結する担保契約>

次の契約が一体となって担保の内容を構成し、提出者の保有する当該新株予約権付社債券に担保権が設定される。その対象となる新株予約権付社債券の数量は額面12,300,000,000円相当である。

- ・Pledge Agreement (契約当事者:リパッケージ債発行者兼担保権設定者としてのBOATS Investments (Jersey) Limited (以下「BOATS」)、トラスティー及び担保権者としてのThe Bank of New York Mellon (以下「BNYM」)、及びカストディアンとしてのBNYM)
- ・Principal Trust Deed (Trust Deedの変更・修正を含む。) (契約当事者:リパッケージ債発行者としてのBOATS、トラスティーとしてのBNYM及びリパッケージ債に係るスワップカウンターパーティーとしてのCredit Suisse International)
- ・Supplemental Trust Deed (契約当事者:リパッケージ債発行者としてのBOATS、トラスティーとしてのBNYM、リパッケージ 債に係るスワップカウンターパーティーとしてのCredit Suisse International)

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(₩)(千円)	12,300,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	12,300,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地